

千歳市開基記念総合武道館条例施行規則

平成26年 3月26日規則第21号

改正

平成26年 9月19日規則第53号

平成28年 3月 8日規則第 5号

令和 2年 8月24日規則第48号

千歳市開基記念総合武道館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千歳市開基記念総合武道館条例(平成5年千歳市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請及び承認)

第2条 条例第4条第1項の承認を受けようとする者は、個人で使用する場合を除き、使用日の6箇月前から1週間前までに千歳市開基記念総合武道館使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市開基記念総合武道館使用承認書(第2号様式。以下「使用承認書」という。)を当該申請者に交付する。

(使用の取消し等)

第3条 前条第2項の承認を受けた者がその使用を取り消し、又は承認を受けた内容を変更しようとするときは、千歳市開基記念総合武道館使用取消(変更)申請書(第3号様式)に使用承認書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市開基記念総合武道館使用取消(変更)承認書(第4号様式)を当該申請者に交付する。

(使用期間の制限)

第4条 武道館は、個人で使用する場合を除き、同一の者が引き続き3日を超えて使用することはできない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の徴収等)

第5条 市長は、個人で使用しようとする者から使用料を徴収したときは、当該個人で使用しようとする者に領収書又は定期券(第5号様式)を交付する。

2 武道館を使用する者（以下「使用者」という。）は、その使用の際、使用承認書又は領収書若しくは定期券を携帯し、武道館の職員（以下「職員」という。）から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（附属設備及び備付物品の使用料）

第6条 条例第7条第2項の附属設備及び備付物品の使用料は、別表のとおりとする。

（使用料の後納）

第7条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

2 使用料の後納を認められた者が使用を取り消した場合には、当該後納を認められた使用料の額から第9条第1項の規定に準じて算定した額を減じた金額を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第8条 条例第7条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによる。

（1）市又は教育委員会が主催し、又は使用するとき。 全額免除

（2）市又は教育委員会が共催して専ら公益のために使用するとき。 5割減額

（3）市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げるもののうち小学校及び中学校を除く。）、保育所等が教育又は保育のために使用するとき。 5割減額

（4）障害者（市内在住者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。以下この項において同じ。）が個人で使用するとき。 5割減額

（5）前号の障害者が介助を必要とするときに同行する介助者（使用する障害者1人につき1人に限る。）が使用するとき（次号に掲げる団体の構成員として使用し、同号に規定する減免の適用を受ける場合を除く。）。 全額免除

（6）構成員の半数以上が障害者である団体が使用するとき。 5割減額

（7）構成員の半数以上が65歳以上の者（市内在住者に限る。）である団体が専用で使用すると

き。 5割減額

(8) 条例第15条第1項の規定により指定を受けた指定管理者が武道館を公共目的で使用するとき。 全額免除

(9) 市内の宿泊施設に2日以上の間宿泊してスポーツ合宿を行う個人又は団体が、その練習のために使用するとき。 全額免除

(10) その他市長が武道館の設置目的を勘案し、必要があると認めるとき。 市長が定める額

2 使用料の減免を受けようとする者は、使用承認申請書にその旨を記載しなければならない。

3 第1項第4号、第6号又は第7号の規定による使用料の減免を受けようとする者は、前項の規定によるほか、使用料減免申込簿(第6号様式)に所定の事項を記載し、当該各号に該当する者であることを証する書面又は手帳を提示しなければならない。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付する場合の特別な理由及び還付額は、次に掲げるところによる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由により使用できなくなった場合 使用料の全額に相当する額

(2) 前号に規定する場合であって、使用者が定期券の交付を受けているとき。 市長が定める額

(3) 競技場にあつては、使用日の2箇月前までに第3条第1項の規定による取消申請をし、市長が相当の理由があると認める場合 使用料の5割に相当する額

(4) 競技場以外の施設の使用にあつては、使用日の1箇月前までに第3条第1項の規定による取消申請をし、市長が相当の理由があると認める場合 使用料の5割に相当する額

2 使用料の還付を受けようとする者は、千歳市開基記念総合武道館使用料還付申請書(第7号様式)に使用承認書又は領収書若しくは定期券を添えて、市長に提出しなければならない。

(特別な設備等の承認)

第10条 条例第9条の承認を受けようとする者は、千歳市開基記念総合武道館特別設備等承認申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、千歳市開基記念総合武道館特別設備等承認書(第9号様式)を当該申請者に交付する。

(利用者の遵守事項)

第11条 武道館の利用者（使用者を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可なく広告物、宣伝物等を掲示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと。
- (2) 専用で使用する場合は、使用中の会場に会場責任者及び会場整理員を置くこと。
- (3) 使用承認を受けた人員を超えて入場させないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 武道館内外の清潔を保つこと。
- (6) その他職員の指示に従うこと。

（破損等の届出）

第12条 武道館の利用者は、建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出て、その指示を受けなければならない。

（職員の立入り）

第13条 武道館の利用者は、管理上の必要から職員が利用場所に立ち入る場合には、その立入りを拒んではならない。

（指定管理者による管理）

第14条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に武道館の管理を行わせる場合にあっては、第2条から第5条までの規定及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

2 条例第18条第1項の規定により指定管理者に武道館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させる場合の同条第4項に規定する減免の基準については、第8条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同項第10号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

3 条例第18条第1項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合の同条第5項の規定による還付については、第9条の規定を準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（補則）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行前に千歳市開基記念総合武道館条例施行規則(平成 5 年千歳市教育委員会規則第 6 号。以下「教育委員会規則」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に教育委員会規則により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成26年 9 月19日規則第53号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年 3 月 8 日規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の千歳市スポーツセンター条例施行規則第 8 条の規定、第 2 条の規定による改正後の千歳市体育施設設置条例施行規則第 9 条の規定、第 3 条の規定による改正後の千歳市開基記念総合武道館条例施行規則第 8 条の規定及び第 4 条の規定による改正後の千歳市温水プール条例施行規則第 9 条の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免申請について適用し、同日前の使用に係る減免申請については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 8 月24日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 6 条関係)

附属設備及び備付物品の使用料

種別	品名	単位	使用料		摘要
			市内在住者	市内在住者以外の者	
音響設備	ミキシングテーブル	1 台	1,000円	2,000円	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	500円	1,000円	
	ワイヤレス送受信機	1 式	1,000円	2,000円	

	ワイヤレスマイクロホン	1本	500円	1,000円	
	テープレコーダー(カセット)	1台	600円	1,200円	
	増幅器	1台	800円	1,600円	
映写設備	スライド映写機	1台	600円	1,200円	
	スクリーン	1枚	300円	600円	
照明設備	アッパホリゾントライト	1列	700円	1,400円	
体育器具	柔道電気表示タイマー	1式	1,500円	3,000円	
	空手電気表示タイマー	1式	1,500円	3,000円	
その他	長机	1台	30円	60円	競技場において使用する場合(アマチュアスポーツに使用する場合を除く。)
	折り畳み椅子	1脚	10円	20円	
	器具持込配線1本につき	1本	300円	600円	

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第2条関係)

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第3条関係)

第5号様式(第5条関係)

第6号様式(第8条関係)

第7号様式(第9条関係)

第8号様式(第10条関係)

第9号様式(第10条関係)